

様式第2号(第7条関係)

会議の開催結果

1 会議の名称	令和元年度第3回 さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
2 会議の開催日時	令和2年1月22日(水曜日) 午後1時30分～午後3時20分
3 会議の開催場所	さいたま市役所議会棟2階 第6委員会室
4 出席者名	<p>審議会委員</p> <p>馬橋 隆紀(会長) 内田 裕子 岩崎 万智子 藤巻 眞理子 今川 夏如 齋藤 幸枝 田中 孝之 谷崎 美智子 野辺 明子</p> <p>事務局職員</p> <p>総務部長 後藤 昌章 行政透明推進課長 磯 清美 行政透明推進課課長補佐 鈴木 裕之 行政透明推進課主任 豊田 康平 行政透明推進課主事 加藤 友香</p>
5 欠席者名	桑原 菜津子
6 議題及び公開又は非公開の別	<p>(議題)</p> <p>【議案】</p> <p>(1) 会長の選出について (2) 職務代理者の指名について (3) 電子計算機の結合について (事務の名称 要保護児童対策地域協議会事務)</p> <p>(4) 特定個人情報保護評価書について (事務の名称 住民基本台帳に関する事務)</p> <p>(5) 特定個人情報保護評価書について (事務の名称 健康増進事業に関する事務)</p> <p>(6) 特定個人情報保護評価書について (事務の名称 予防接種事業に関する事務)</p> <p>※(4)～(6)は一括審議</p>

	<p>報告</p> <p>(1) 個人情報取扱事務の報告について</p> <p>【報告】 個人情報取扱事務の報告について</p> <p>(公開・非公開の別) 公開</p>
7 非公開の理由	
8 傍聴者の数	0人
9 審議した内容	議題について審議・報告を行い、了承を得た。
10 問合せ先	総務局 総務部 行政透明推進課 電話番号 048-829-1118 (直通)
11 その他	

会 議 録

会 議 名：令和元年度第3回さいたま市情報公開・個人情報保護審議会

開 催 日：令和2年1月22日（水）

開催時間：午後1時30分から午後3時20分まで

開催場所：さいたま市役所議会棟2階 第6委員会室

委 員：馬橋 隆紀（会長） 内田 裕子
岩崎 万智子 桑原 菜津子（欠席）
藤巻 真理子 今川 夏如
齋藤 幸枝 田中 孝之
谷崎 美智子 野辺 明子

議 題

【議案】

- (1) 議案第 5 号 会長の選出について
- (2) 議案第 6 号 職務代理者の指名について
- (3) 議案第 7 号 電子計算機の結合について
(事務の名称 要保護児童対策地域協議会事務)
- (4) 議案第 8 号 特定個人情報保護評価書について
(事務の名称 住民基本台帳に関する事務)
- (5) 議案第 9 号 特定個人情報保護評価書について
(事務の名称 健康増進事業に関する事務)
- (6) 議案第 10号 特定個人情報保護評価書について
(事務の名称 予防接種事業に関する事務)

【報告】

- (1) 個人情報取扱事務の報告について

事 務 局：総務局総務部長

総務局総務部行政透明推進課長

総務局総務部行政透明推進課課長補佐兼行政透明推進係長

総務局総務部行政透明推進課主任

総務局総務部行政透明推進課主事

後藤 昌章

磯 清美

鈴木 裕之

豊田 康平

加藤 友香

発言者	発言内容
1 開 会	
事務局	<p>本日はご多用のところ、委員の皆様にはご出席を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>本日は、令和元年10月22日付の委員委嘱後初めての会議となりますので、審議会の開催にあたり、総務部長の後藤より、ごあいさつを申し上げます。</p>
総務部長	<p>総務部長の後藤と申します。</p> <p>本日は、委員の皆様の任期中、初めての審議会ということでございますので、私から一言ごあいさつを申し上げます。</p> <p>委員の皆様方におかれましては、平素より市政推進にあたり、格別のご理解・ご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。また、このたびは、ご多忙のところ、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会委員を快くお引き受けいただきまして、心より感謝を申し上げる次第でございます。</p> <p>本審議会におきましては、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、制度全般についてご審議をいただくこととなっております。</p> <p>昨今、個人情報の取扱いに対する市民の関心の高さは顕著でございまして、本制度の運用にあたり、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正な取扱いが求められています。このような状況のなか、本制度が市民にとって利用しやすい、より良い制度となりますようご指導をお願い申し上げます。</p> <p>委員の皆様方のますますのご活躍を祈念いたしまして、私からのごあいさつとさせていただきます。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>続きまして、委員の皆様より自己紹介をお願いしたいと思います。</p>
各委員	<p>(各委員 自己紹介)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。なお、本日は桑原委員が欠席となっておりますが、桑原委員におかれましては、埼玉新聞社よりご推薦をいただき、委員をお願いしておりますので、ご紹介させていただきます。</p> <p>続きまして、事務局職員の自己紹介をさせていただきます。</p>
事務局	<p>(事務局職員 自己紹介)</p>
事務局	<p>それでは、ただいまから、令和元年度第3回さいたま市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。新しい体制での審議会となりますが、今回は本年度第3回目の会議となりまして、議案番号は継続となっております。</p>

次に、本日の定足数でございますが、先程申し上げましたとおり、桑原委員が欠席となっております。委員10名のところ9名が出席となっておりますので、会議は成立しております。

本日の審議会でございますが、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例及びさいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱に基づき、公開の会議となっておりますが、傍聴人の方はいらっしゃいません。

また、会議録作成のため録音をさせていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、議題の審議に先立ちまして、今後、審議会を運営していくに当たり、新たに委員をお引き受けいただきました方もいらっしゃいますので、当審議会の所掌事務等について、事務局からご説明いたします。

事務局

それでは、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会の所掌事務等についてご説明させていただきます。お手元の「情報公開制度・個人情報保護制度の手引」271ページをお開きください。

こちらは当審議会条例の逐条解説でございます。

条例の第1条は、審議会の設置について定めております。こちらの解釈にありますとおり、当審議会は本市における情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進し、よりよい制度へと発展させるために設置されるものでございます。

続きまして第2条でございますが、こちらは当審議会の所掌事務について定めております。

所掌事務は、大きく分けて3つございまして、1つは本市の各担当部署からの諮問に対して審議し答申を行うこと、それから個人情報の取扱いについて市長からの報告を受けること、それから情報公開・個人情報保護制度に関する重要事項について市長に建議すること、の以上3つがございます。

まず1つ目の諮問を受けて審議し、答申を行うことについてですが、具体的には、同じく手引の271ページをご覧ください。諮問を受けて審議し答申する事項は大きく分けて「制度の運営に関する重要事項」と「情報公開条例と個人情報保護条例において審議会に意見を聴くこととされていること」の2種類でございます。

「制度の運営に関する重要事項」については272ページの3行目から例示がありますように、制度運営に関する組織・手続きのあり方などがございます。

また、「情報公開条例と個人情報保護条例において審議会に意見を聴くこととされていること」につきましては、同じく272ページの9行目からの「第2号関係」に記載がございます。特に個人情報の取扱いについて条例では原則禁止とされているこ

とについて、審議会に意見を聴き、公益上必要である場合に可能となる案件について、審議会へ諮問され、審議し答申することがございます。

本日の第7号議案は、個人情報保護条例第8条第2号の「電子計算機の結合の制限」の規定に基づくものであり、また、第8号から第10号議案は、個人情報保護条例第40条第2項の「個人情報保護制度に関する事務の改善等」の規定に基づき、ご審議をいただくものです。

2つ目の個人情報の取扱いについて市長からの報告を受けることについてでございますが、こちらは市が個人情報を収集して事務を行う場合に、各担当部署は市長あてに個人情報取扱事務届出書という届出書を提出し、市長はその届出内容を審議会に報告することとされております。個人情報取扱事務届出書とは、どういった個人情報をどういった目的のために利用するのかなどといった内容のものです。

なお、本日の報告事項は、この報告を受けるというものです。

3つ目の情報公開・個人情報保護制度に関する重要事項について市長に建議することについてでございますが、これは他の2つと違い、審議会が自主的に情報公開制度と個人情報保護制度に関して、市長に対して意見を述べるものでございます。

続きまして、次のページの第3条でございますが、こちらは当審議会の組織について定めております。当審議会は委員10人以内をもって組織し、学識経験者と市民代表者のうちから市長が委嘱するものとしております。

続きまして第4条でございますが、こちらは当審議会委員の任期について定めております。

委員の任期は2年とされており、再任も可能となっております。なお、今期の皆様の任期につきましては、令和元年10月22日から令和3年10月21日までとなっております。

続きまして、次のページの第5条でございますが、こちらは当審議会の会長について定めております。

会長は委員の互選により定め、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員が職務を代理するとしております。

続きまして第6条でございますが、審議会の会議について定めております。

会議は会長が招集し議長となること、委員の過半数をもって会議が成立すること、会議は原則公開となりますが、会長が必要と認める場合は審議会に諮って公開しないことができること、などを定めております。

続きまして、次のページの第7条でございますが、審議会の職務権限について定めております。

当審議会が必要と認める場合には、関係者に対して出席を求めことや、資料の提出を求めることが出来ると定めております。

続きまして第8条でございますが、審議会の委員の皆様の守秘義務について定めております。

特定の市民の個人情報についてご審議いただく場合には、守秘義務が発生する場合がございますので、この規定を定めております。ただし、当審議会は原則として公開の場で会議を行いますので、通常職務上知り得るような秘密は想定されません。

以上で本審議会の所掌事務等についての説明を終わりにさせていただきます。

事務局 それでは、審議に入ります前に、本日の配布資料の確認をさせていただきます。

まず、本日の「次第」でございます。

次に、「令和2年度審議会日程案」でございます。

次に、審議会委員の皆様と事務局職員の名簿でございます。

以上、4枚の資料を配布しております。

また、すでに委員の皆様へ送付させていただいております、議案第7号に係る「電子計算機結合に関する意見照会書」、A4横向きの資料で、右上に議案第8・9・10号補足資料と書かれている「特定個人情報保護評価の概要」、それから、議案第8・9・10号に係る「個人情報保護制度の事務の改善について（諮問）」がそれぞれ1部ずつございます。また、報告資料（1）及び（2）の「個人情報取扱事務に係る届出について（報告）」がございます。

資料をお持ちでない方がいらっしゃいましたら、こちらに予備がございますので、お申し出下さい。

（資料確認）

事務局 それでは、本日の議案は、6件となります。

2 議 題

議案第5号 会長の選出について

事務局 それでは、議題に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、審議会条例の第6条第1項によりまして、会長が議長になることと規定しておりますが、委員の皆様の任期初めということで会長が選任されておられませんので、会長選任までの間、しばらく進行役を務めさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、議案第5号の会長の選出についてご協議をいただきたいと存じます。当審議会条例第5条第1項の規定によりまして、会長は委員の互選によると定められ

ておりますので、委員の皆様から会長選出について、ご意見を賜りたいと思います。

どなたか、ご意見はございますか。

藤巻委員 前回、会長職の経験がございまして、馬橋委員にお願いできればと思います。

野辺委員 賛成です。

事務局 それでは、馬橋委員を会長とすることに、ご異議ございませんでしょうか。

各委員 はい。

事務局 ありがとうございます。

それでは、会長に馬橋委員が選出されましたので、中央の席にお移りいただきたいと思っております。

(席移動)

事務局 それでは、これからの議事進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長 馬橋でございます。どうぞよろしく申し上げます。

この審議会では、分かりにくい言葉や仕組みなどが出てくることもございますが、いろいろな角度からご質問していただいて、そうすると問題点が浮かびあがってくるということもありますので、遠慮なくご意見をおっしゃってください。

議案第 6 号 職務代理者の指名について

議長 それでは、議案第 6 号の職務代理者の指名ということですが、審議会条例第 5 条第 3 項の規定により、私が指名するということですが、前回に引き続きまして、内田委員にお願いできますでしょうか。

よろしいでしょうか。

内田委員 はい。

各委員 (了承)

議長 それでは、そうさせていただきます。よろしく願いいたします。

議案第 7 号 電子計算機の結合について (事務の名称 要保護児童対策地域協議会事務)

議長 それでは、続きまして第 7 号議案でございますが、電子計算機の結合ということでございます。資料には、どんな内容のものを結合するのかということが書いておりますけれども、情報を提供するだけではなくて、電子計算機を結合させることについても、別に審議会に意見を聴く必要があるということですので、それを今日審議することとさせていただきます。

よろしいでしょうか。

それでは、まずは実施機関から説明をしていただくということで、よろしくお願ひ
します。

〔実施機関（子ども家庭総合センター総務課、児童相談所）入室〕

議長 ご苦労様でございます。

それでは、お願ひします。

実施機関 児童相談所長の薄田と申します。よろしくお願ひいたします。

児童相談所副参事の長澤と申します。よろしくお願ひいたします。

児童相談所企画調整係長の臼井と申します。よろしくお願ひいたします。

児童相談所企画調整係の野口と申します。よろしくお願ひいたします。

子ども家庭総合センター総務課管理係長の正野と申します。よろしくお願ひいたしま
す。

議長 ありがとうございます。

それでは、よろしくお願ひいたします。

実施機関 個人情報取扱台帳の担当課は子ども家庭総合センター総務課でございますが、電子計
算機の結合については児童相談所から説明をさせていただきます。よろしくお願ひいた
します。

資料の2枚目になりますが、児童相談所と警察との児童虐待情報全件共有のための電
子計算機結合についてというところをご覧くださいませでしょうか。こちらに記入させ
ていただいておりますように、まず、さいたま市児童相談所と埼玉県警察は、児童虐待
の未然防止並びに早期対応によります児童の安全確保に向け、連携を図りまして相互に
情報を共有する必要があるということで、現在も行っております。埼玉県福祉部こども
安全課と埼玉県警察とは、平成30年8月1日より埼玉県的全児童相談所の6所1支所
と児童虐待情報の全件共有を実施しております。

また、本市におきましても、平成31年3月から、さいたま市の児童相談所と埼玉県
警察との児童虐待の情報の全件共有のため、埼玉県児童相談所と同様に安全な運用が確
保されている埼玉県庁のネットワークを利用いたしまして、市内の虐待を受けた児童に
関する情報共有を行っております。

今回、埼玉県福祉部こども安全課と埼玉県警察は、本年度に県庁LANを介しまして、
新たに開発された児童虐待情報共有システムによる情報共有を開始いたします。これに
つきましては、1月15日に埼玉県が記者発表をいたしまして、今月末から本格稼働す
るということになっております。これによりまして、現在月1回こども安全課に集約し
ていた虐待情報が、毎時の更新となるとともに、各警察署、埼玉県にある警察署39署な
のですが、各警察署に配置した専用端末で閲覧できるようになります。さらに、警察の

当該児童に対する対応予定も共有できるようになりまして、双方向の情報共有が可能となります。本市におきましても、このシステムに市町村クラウドを介しまして、同児童虐待情報共有システムと電子結合を行うことで、埼玉県同様、埼玉県警察との緊密な連携を図ってまいります。

なお、児童相談所におきましてシステム管理されている各種情報につきましては、これまで外部接続のない独自のサーバーであったため、今回電子結合するに際しまして、ファイアウォールを設置することで情報の共有のみを許可し、外部からの侵入を防ぐことで個人情報の保護を行うこととしております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 まず、整理しますと、警察への情報提供については、個人情報保護条例の何条に基づいて行われているということなのでしょうか。まず、これは警察に情報を提供するわけでしょう。

皆さん、情報公開制度・個人情報保護制度の手引きをご覧いただければと思うのですが、140ページのところに、どういう場合に個人情報を外部提供できるかということがございますので、まず電子計算機結合の前に、どういう形で何に基づいて行われているのかをきちんとしておかないといけないと思います。

実施機関 個人情報の外部提供につきましては、第7条第1項第5号の、目的外利用をする場合、または国等もしくは他の実施機関に外部提供をする場合において、当該個人情報を使用することに相当の理由があり、かつ本人の権利、利益を不当に害するおそれがないと認められるときとされておりまして、平成31年の1月の情報公開・個人情報保護審議会におきまして、個人情報保護条例第7条第3項に規定されている本人通知の必要はないとご審議いただいているものになります。

議長 条例の第7条1項5号に基づいて、もう既に外部提供が行われていたものを、今度は、平たく言えば電子計算機の結合を新たに行うから審議する必要があるということなのでしょうか。

実施機関 はい。

議長 というのがきょうの仕組みでございますが、何かご意見やご質問がございましたら、どうぞ。何かございませんか。

今までも情報提供をやっていて、何か事故があったとか、事故というのは情報漏れのことですけれども、そういうことはないのでしょうか。

実施機関 はい。現在は、エクセルデータで月1回、地方公共団体用のLANシステムがございまして、そこに乗せて県に送っているのですけれども、それで特に何かあったということはございません。事故は、今まで起きたことはございません。

議長 今度は、安全性の面ではさらにいい仕組みになっているということでしょうか。

実施機関 ファイアウォールといいまして、電子計算機に外部から侵入されないような保護をかけて対応させていただくという状況でございます。

議長 ほかに何かございますか。

今川委員 基本的なことかもしれないのですが、情報提供というのは、要望があって提供しているものなのですか。それとも、随時、情報は全て送ってしまっているということなんでしょうか。

実施機関 全ての虐待情報を送ってしまして、端末がございまして、警察から対象者の情報を調べれば、その人が虐待案件に該当しているかどうかということが、すぐにわかるというような状況になっております。

今川委員 今度変わるのは、それが今は月に1回程度エクセルのファイルを更新して送っていたというものが、端末というかファイアウォールを通じて、制限はあるにしても、常時データにアクセスできる状態になるということでしょうか。

実施機関 はい。そうなります。

今川委員 そこにアクセスできるものというのは、どの範囲に限定されているとかというのは、今までと何か変わる部分があるのでしょうか。

実施機関 今のところ変わる部分はございません。資料の意見照会書の個人情報の内容というところをご覧いただくと書いてあるのですが、氏名、住所、生年月日、相談経路や虐待種別ということで、限られた部分だけを共有するという形になります。

今川委員 では、その部分に関して、特に今までとの変更は無いということですね。

実施機関 はい。

今川委員 わかりました。

議長 はい、どうぞ。

齋藤委員 何かまだちょっとわからないのですが、もしできたら、今日の議題と同じような例はこうですよとか、実際あったこととお話しくださると、すごく参考になると思うのですが。

実施機関 はい。わかりました。

児童相談所のシステムがございまして、そのシステムからエクセルというものに必要な情報を移します。そのエクセルのデータを県のシステムに送っているという状況です。県のシステムに市から送信した虐待を受けた子どもたちの情報が入っているわけなのですが、例えば、警察に虐待の通告が入ったというときに、警察の方が過去にその子供が虐待を受けたことがあるかどうかということを知照するためにシステムで検索をいたします。それが今までは月に1回の更新だったのですが、それがリア

ルタイムの更新になりますので、例えば1月1日の日に更新をしたものでいくと、それを1月の30日に見ると1月の10日とか、間の部分が抜けてしまうのですけれども、それが今度はリアルタイムでわかるという形になります。実際に、警察の方も今現在そのような形で照会をして、児童虐待対応として受けているという状況でございます。よろしいでしょうか。

議長　　これは、他の市町村の情報というのはどうなるのですか。子供さんはいろんなところへ転居することがあると思いますが。

実施機関　　そこも共有はするようになります。例えば、さいたま市に住んでいて、それが所沢市に転出した場合は転出したという情報がありますので、警察としては、さいたま市時代のものも見ることができますし、所沢市に転出した後の情報も見ることができるという状況になっています。

議長　　これは、さいたま市も所沢市の情報を見ることができるということでしょうか。さいたま市に利益がなければしょうがないですね。警察だけに情報を送っていても意味がないので、さいたま市では警察での処理ですとか、状況などが瞬時にわかるということですね。

実施機関　　そうですね、所沢市からさいたま市に転入してきた人の情報について、所沢のときはどうであったかということを見ることができます。

議長　　ほかに何かありましたらどうぞ。

今川委員　　警察への情報提供と、警察のものがわかるというのは、話の中であったのですけれども、他の市町村のものまで全部共有されてしまうのですか。

実施機関　　済みません、失礼しました。そういった意味では、他の市町村のものについては、共有はまだされていない状況でございます。ですので、所沢ですとか川越の児童相談所の状況は、さいたま市から見ることはできないのですけれども、ただし、警察が入力したデータについては、さいたま市も見ることができます。

今川委員　　警察側でさいたま市の情報をそのままコピーして書き込まれたらほかの市町村からもそれは見えないということですね。警察の対応はどうなるのでしょうか。

実施機関　　あくまでこれは児童相談所と警察との情報共有システムでございまして、児童相談所間の情報共有につきましては、引き続き転出の連絡は別のやり方で行われております。移管というような形で情報のやりとりはさせていただきます。

野辺委員　　そうしますと、児童相談所と警察で、虐待の被害を受けている可能性があるという子供の情報が共有できますね。データが送られてくる。それをコンピューターでキャッチした警察は警察で、これはすぐ介入する必要があるとか、そういうのも児童相談所と相談して行動に移るわけですか。その辺はまた別の方々が担当するのですか。実際に

虐待の可能性大で、その子供を救済するために次の行動に移る場合は、また別の部署にこの情報をバトンタッチするということですか。

実施機関 いえ、警察がその情報を見て、警察はそのまますぐ動くという形になります。

野辺委員 よくほかの自治体で、その対応がおくれたために、みすみす子供さんが亡くなってしまったという悲しい事件がありましたよね。その辺に対する慎重さもこういうデータの共有できちんと図られるということですか。

実施機関 はい。時間が短縮されますし、そのまま放置ということでなくて、その情報を見た担当の警察の方がそのまま動くということです。

野辺委員 わかりました。

今川委員 警察で、逆に児童相談所がまだ把握していないような案件について、例えば通報等で駆けつけたところ、これはちょっと虐待の疑いがあるというようなケースがあると思うのです。そういった情報が警察から書き込まれたときに、児童相談所側がどのように対応するかということは、既に決まっているのですか。

実施機関 そういった案件がありますと、警察から直接電話連絡等で児童相談所に連絡が入ってまいりますので、その場で児童相談所が動き出すという対応をします。

今回の件はあくまで情報共有という形になりますので、もし重篤な案件ということになりますと、今までどおり電話連絡等で動くことになります。

議長 はい、どうぞ。

内田委員 今回の情報共有のお話なのですが、こちらの資料の前から4ページ目の図がついているところの上の米印のところには、「データについては双方向ではなく出力のみで制限する」とありますので、警察側から書き込みができないのではないかと理解したのですが、この点についてはいかがでしょう。

実施機関 資料の図を見ていただければと思うのですがけれども、こちらの米印で書いてありますのは、市から連携サーバーというところに情報を送り出すという形になるのですが、それから市のサーバーに侵入して市のサーバーに直接書き込んだりデータを閲覧したりすることを防ぐためのファイアウォールです。警察が書き込むのは、その連携サーバーの横にある児童虐待情報共有システムというところに書き込むことになっていて、我々はまた別の端末でその児童虐待共有システムを閲覧しに行くというようなシステムになっているので、書き込む場所が違うというようにイメージしていただければと思います。

議長 そのほかに何かございますか。

藤巻委員 共有システムにデータを入力するわけですよね。入力するタイミングというのはどのタイミングなのですか。例えばいろんな通報がありますよね。通報があってから調査を

しますよね。通報があったら即入力するのですか。それとも、ある程度調査をした段階で、これは虐待の可能性があるとかが、これは虐待ではないとかということが判断された後に入力するとか、どのタイミングで行われるのですか。

実施機関 タイミングとしては、担当にもよるかと思うのですが、おおむね調査をし終わった後に、虐待ということがわかった段階で入力することになります。

議長 そのほか何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、今やっておりますのが条例の第8条の先ほど説明ありました第2号という実施機関が審議会の意見を聞いて公益上特に必要があると認められるときというので、私どもの審議会の意見が問われているということになりますけれども、これについてはいかがでしょうか。電子計算機の結合について、こういう規定がありますが、認めるということの意見でよろしいでしょうか。

何かご意見がありましたらどうぞ。

田中委員 電子計算機結合での新たな取り組みということで、今までの取り組み方も、例えば県と警察とさいたま市の3団体がこういう共有する仕組みというのは当然あったわけですよ。今度は電子計算機処理ということを行うために、この審議に入っているわけですよ。その中で、事務の概要の一番上の表紙なのですが、「支援を受ける家庭にとってよりよい支援を行うことを目的とする。」あるいは「保護児童の早期発見、迅速な支援開始を図り」というようなことで、このシステムによって具体的にどんなことが改善されて、どういうことを早期発見、あるいはどういうことが今までと違って成果が出るというようなことを簡潔にご説明いただけますか。

実施機関 まず、そういった成果ということなのですが、今まで情報が共有されていないといったところでは、警察が介入をするときにわからない状態で介入をするわけなのですが、それがある程度情報がわかって介入するとなると、より専門的な対応をしていただけるようになりますので、重篤になるケースが回避されるというように我々は思っております。そういった点と、あとは迅速な対応ができます。過去にも虐待の情報があったのだから、これは放置してはいけないということで、警察も早く動いていただけるなど、迅速な対応ができるといった効果があるというように、私どもは考えております。

田中委員 主なメリットというのは、迅速な対応ができるということですね。

実施機関 はい。迅速な対応ができるということです。それから、重篤なケースにならないように未然に防げることが考えられます。

田中委員 いろいろな事件の例が新聞などでも出ていますけれども、電子計算機あるいはこういったシステムがあっても、なかなかそれが上手い具合に働かない場合があると思いま

す。その辺はソフトの面の問題だと思うのですけれども、ひとつそちらも頑張っていたらと思います。

議長 ありがとうございます。

それでは、審議会の意見としては、認めるということによろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 それでは、そういうことにさせていただきます。

どうもご苦労さまでした。

実施機関 どうもありがとうございました。

〔実施機関（子ども家庭総合センター総務課、児童相談所）退室〕

議案第8～10号 特定個人情報保護評価書について

〈一括審議〉 （事務の名称 住民基本台帳に関する事務・健康増進事業に関する事務・
予防接種事業に関する事務）

議長 続きましては、議案第8号から第10号ですよね。どのように審議を進めるのか、事務局からご説明いただければと思います。

事務局 議案第8号から第10号につきましては、8、9、10とまとめてまず所管課から説明をしていただきます。その後で質疑を受けさせていただいて、決議をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 それでは、そういうことによろしいですね。

各委員 はい。

議長 それでは、よろしく願いします。

〔実施機関（情報政策部ICT政策担当、区政推進部、地域保健支援課、疾病
予防対策課）入室〕

議長 それでは、ご説明をお願いします。

実施機関 それでは、本日、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会におきましては、住民基本台帳に関する事務、健康増進事業に関する事務、それから予防接種事業に関する事務の3つの事務の特定個人情報保護評価書についてご審議をいただきたいと考えております。

冒頭に、この3つの事務の説明で重複する部分がございますので、その部分につきましては、区政推進部から3つまとめてご説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、右上に議案第8・9・10号補足資料と書かれたA4横の資料があるかと思うのですが、こちらをご用意いただければと思います。よろしいですか。

まず、用語の定義でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法でございますが、この番号法におきまし

て、マイナンバーをその内容に含む個人情報を特定個人情報と定義しております。この特定個人情報について、電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの、一言で申し上げますと、特定個人情報のデータベースですが、これを特定個人情報ファイルと定義しております。本日ご審議をお願いいたします特定個人情報保護評価と申しますのは、国の行政機関や地方公共団体などが特定個人情報ファイルを保有しようとするときに、個人のプライバシーなどの権利利益に与える影響を予測した上で、その特定個人情報の漏えいですとか、その他の事態を発生させるリスクを分析いたしまして、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずるということ、自ら宣言するものでございます。

資料1 ページの右下の実施後の手順の最後の部分、5つ目の○になりますが、一定期間、これは5年ですが、5年経過前に特定個人情報保護評価を再実施するよう努めることとされているところです。

続いて、2ページをご覧くださいと思います。第三者点検について書いてございますが、この第三者点検は、特定個人情報保護評価を実施する機関がその内容を決定するに当たりまして、外部の有識者の皆様のご意見を伺うことで特定個人情報保護評価の適合性や妥当性を客観的に担保することを目的としております。国が定める指針におきましては、「特定個人情報保護評価に定める審査の観点」や「審査の観点における主な考慮事項」が示されておりまして、全項目評価書の確認項目としてまとめております。こちらにつきましては、後ほど各事務の全項目評価書の資料2をご覧くださいいただければと思います。委員の皆様におかれましては、全項目評価書の確認項目を参考にいただき、特定個人情報保護評価の適合性や妥当性について、本日は点検をお願いいたします。

3ページ以降につきましては、参考資料といたしまして、本市において全項目評価を実施している事務の一覧と参照条文を記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

特定個人情報保護評価全体に係る部分の説明は以上となります。

続きまして、まず初めに、住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価について、引き続き区政推進部よりご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、右上に議案第8号資料と書かれた資料の資料1をご覧くださいいただければと思います。こちらの住民基本台帳に関する事務につきましては、平成27年の4月6日に全項目評価書というものを公表いたしました。まもなく公表日から5年を迎えるということで、冒頭説明させていただきましたとおり、特定個人情報保護評価については、直近の公表日から5年を経過する前に評価を再実施するよう努めることとされておきまして、改

めて評価書の記載内容の確認、それから変更した上で特定個人情報保護評価を再実施いたしましたので、再度皆様に第三者点検をお願いするものでございます。

資料1の3ページをご覧いただきたいと思います。1ページが資料1と書いてございまして、2ページが評価書の内容で、3ページが左上に評価書の修正箇所というように記載してあるものでございます。この評価書の修正箇所をご覧いただきたいと思うのですが、こちらは、このたびの再実施に伴いまして評価書の修正を行った主な箇所を取りまとめたものになっております。このたびの再実施では、先月の末に自動交付機を廃止しまして、その廃止に伴うものや委託先の変更等に伴う修正を行うとともに、特に特定個人情報ファイルの取り扱いの委託の箇所について記載内容の明確化を行いました。

続いて、具体的な評価書の修正内容でございますが、全ての箇所をご説明いたしますと大変時間を要しますので、恐縮ですが、要点のみのご説明とさせていただきます。ご不明な点がございましたら後ほど質疑を頂戴いたしまして補足をさせていただきますと考えております。

それでは、恐れ入りますが、資料4をご覧いただきたいと思います。資料4は、表に特定個人情報保護評価書（全項目評価書）という資料になってございますが、こちらの6ページをご覧いただきたいと思います。こちら6ページ、システム4、①システムの名称で、「コンビニ交付システム」と書かれている資料になりますが、こちらについては、各区役所内に設置しておりました自動交付機が老朽化等のために令和元年12月で廃止いたしました。この部分につきまして、以前の記述ですと「自動交付機システム、コンビニ交付システム」という名称でした。これが自動交付機を廃止したことから「自動交付機システム」という部分を除きました。そのシステムの機能の中にもこの自動交付機に係る説明書きがあったのですが、自動交付機がなくなったことからその記述を削除しております。

続いて、17ページをお願いします。17ページにつきましては、これは委託先の変更に伴いまして、システムの名称が若干変更になっております。

委託事項1の中のシステムの名称が、以前は「総合宛名システム、番号連携サーバ、連携基盤システム等」と列挙していたのですが、それを今あるように「統合基盤システム」という名称に変えております。

それから、17ページの下をご覧いただきますと、再委託の許諾方法という欄があるかと思います。これが、今の記述は「再委託を行う場合は、委託先より「業務内容一部委任承諾願」を事前に受け付け、再委託先において、委託先と同等以上の情報セキュリティ対策とその遵守、教育等が行われているか確認した上で、承認を行うこと

とする」というような記述になっておりますが、これは、以前だと「承諾願体制図等の提出により審査」というような記述だけになっておりまして、その審査の内容ですとか手続の内容を具体的に明確に記述し直しているというところが変更点でございます。

続いて、次の18ページになりますが、委託事項の2～5、委託事項2となっておりますけれども、この部分については、全て新しく追記をした部分になります。

それから、64ページ、65ページ、73ページ、74ページの記述については、今の17ページ、18ページと同じ理由で、同じ記述を修正させていただいているので、この部分については割愛をさせていただきまして、82ページと83ページをご覧くださいませでしょうか。

まず、82ページの情報保護管理体制の確認という部分なのですが、これは以前の記述ですと委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定を確認しているといったような記載だけで終わっていたのですが、より詳しく記述をしまして、「委託する内容に合わせて委託先の選定条件でプライバシーマーク付与認定（JIS Q15001）あるいは情報セキュリティマネジメントシステム認証基準JIS 27001の認定を要求しているほか、業務実績など社会的信用と能力があることを確認している。」というように形で、以前の記述よりもより条件を明確化する形で記述を見直しております。

それから、その下にあります特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限のところの具体的な制限方法については、以前の記述ですと「運用に必要な最小限の従業員のみ閲覧・更新権限を付与するよう制限している。」というように記述でしたが、より具体的に、現在の82ページでは、まず1つ目に「運用に必要な最小限の従業員にのみ閲覧・更新権限を付与するよう制限している。」、2つ目に「委託作業員の名簿を提出させる。」、3つ目に「業務従事者のみの入退出が可能な独立した区画を用意させる。」というように形で、より厳格に具体的に記述をさせていただいております。

それから、2つ下の欄の特定個人情報の提供ルールというところなのですが、
「委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法」の記述は、以前の記述ですと「委託元からの指示がない限り、委託先は一切特定個人情報にアクセスすることができないこととしている。また、委託先から他者への直接提供を認めていない。」という記述でしたが、現在のルールの内容としては、「他者（再委託先）への特定個人情報の提供の際には、再委託の必要性や再委託先での管理方法、セキュリティ管理体制などを報告させ、委託先と同等以上のセキュリティ対策が講じられると判断された場合に限り、承認する。」といったようなルールの内容と、そのルー

ル遵守の確認方法といたしまして、「委託契約の報告事項に基づき、定期的に特定個人情報の取扱いについて書面にて報告させる。また、ルールが遵守されているのか、原則として作業実施期間中に立入調査を行い確認をする（立入調査の実施が困難な場合は、委託先が作成した報告書を確認する。）」といったようなルール遵守の確認方法も記載を追加させていただいております。以上のような内容が主な修正点でございます。残りの91、92ページ、99ページ、100ページについても、今申し上げた内容と同じ内容で修正をさせていただいているところです。

以上が資料の説明です。

議長 結局、委託先が再委託することについて、多少ルーズな面があったからそれをきちんとルール化したということでしょうか。

実施機関 そういうことも明確にして記載しているということです。

以上が資料4の説明になりまして、残りの資料5と資料6につきましては、昨年11月20日から12月20日までの間にパブリックコメントを実施させていただきましたので、その意見募集の結果と、どういったご意見が出たかの原文になっておりますので、後ほどご確認いただけたらと思っておりますが、パブリックコメントでは2名の方から8件のご意見をいただきまして、このうちデータを消去するルールについてご意見をいただいておりますので、その部分については、記載内容の見直しをさせていただいて、委託先が特定個人情報の処分を行う場合は、市の職員が立ち会いを行うなどして確実なデータの消去を確認する、履行を確認するというような手続を入れてございます。

以上で住民基本台帳に関する事務の説明を終わらせていただきます。

議長 ご苦労さまでした。

そうすると、あとは2つ担当課から、今の点につけ加えてご説明いただくということでもよろしいですね。

それではお願いします。

実施機関 健康増進事業に関する事務の特定個人情報保護評価について、地域保健支援課よりご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、右上に議題の5、議案第9号資料と書かれているものをお手元にご用意ください。

まず、資料の1をご覧ください。健康増進事業に関する事務については、平成27年7月16日に全項目評価書の公表をいたしました。間もなく公表日から5年を経過いたしますので、先ほどの区政推進部の説明と同様に、改めて評価書の記載内容の確認、変更をした上で、特定個人情報保護評価の再実施をいたしましたので、再度第三者点検をお願いするものでございます。

資料1の3ページ、評価書の修正箇所でございますが、こちらがこのたび再実施に伴い評価書の修正を行った主な箇所をまとめたものでございます。このたびの再実施では、委託先の変更に伴う修正を行うとともに、先ほどの説明と同様なのですが、特定個人情報ファイルの取り扱いの委託の箇所について、記載内容の明確化を行っております。具体的な評価書の修正内容でございますが、資料の4の8ページをご覧ください。こちら先ほどの区政推進部の説明と同様なのですが、8ページの再委託という欄の⑧です。再委託の許諾方法ということで、先ほどの説明と同じなのですが、「承諾願、体制図等の提出により審査」という1行でございましたが、先ほどご説明いたしましたとおり、「再委託を行う場合は」ということで、先ほどの内容と同じこの3行に書きかえをしているものでございます。

次に、12ページをご覧ください。こちらは、統合基盤システムに関するハードウェアの保守について、委託先が変更となりましたので、追加となったものでございます。⑥のところ委託先名、株式会社日立システムズとありますが、これはもともと、前のページと同じ「富士通株式会社」となっておりましたが、これが「日立システムズ」に変更になりましたので、委託先名を追加したものでございます。委託事項4と同じ会社だったものについて、この委託事項5を追加いたしました。委託先名が変わったのと、この委託事項5が追加になったものでございます。

あと細かなところで、個人情報ファイルの記録項目です。16ページから46ページに記録項目がずっと載っているのですが、この中身については、このたび保健システムの再構築をしたことで、記録される項目が増えたということで、旧システムになかった受診券の発行除外や勸奨データ追加というような、その作業に係る項目が追加となっております。例えば23ページですけれども、胃がん検診の項目がずっと書かれているところですが、この中で上から5行目の「発行除外フラグ」ですとか「発行理由区分」といったものが保健システムの再構築に伴って変わったところがありまして、それでこういった記録される項目が追加されているということになっております。

変更点についての説明は以上でして、最後に資料の5と6につきまして、昨年11月20日から12月20日まで実施いたしましたパブリックコメントの意見募集結果と原文を添付しております。パブリックコメントでは1名の方から1件のご意見をいただきました。いただいたご意見につきましては、マイナンバー制度自体についてのご意見だったのですが、マイナンバー制度は既に運用が開始され、市民の利便性の向上や行政の効率化にもつながっていることから、セキュリティ対策に万全を期しつつ、マイナンバー制度の運用に取り組んでいくこととし、素案のままといたしま

した。

健康増進事業に関する事務の特定個人情報保護評価に関する説明は以上となります。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議長 それでは、続けてご説明をお願いします。

実施機関 続きます。予防接種事業に関する事務の特定個人情報保護評価について、疾病予防対策課よりご説明させていただきます。

恐れ入りますが、右上に議案第10号資料と書かれた資料をご用意ください。予防接種事業に関する事務につきましては、こちらも平成27年7月16日に全項目評価書の公表をいたしました。間もなく公表日から5年を経過することから、先ほどの区政推進部、地域保健支援課の説明と同様に、今回改めまして評価書の記載内容の確認、変更をした上で特定個人情報保護評価の再実施をいたしましたので、再度第三者点検をお願いするものでございます。

こちらは、資料1の3ページになりますが、評価書の修正箇所をご覧ください。こちらは、このたびの再実施に伴って評価書の修正を行った主な箇所をまとめたものとなります。このたびの再実施では、保健システムの再構築を行いましたので、記録項目の追加を行なったほか、大幅な修正ではないのですが、特定個人情報の入手・使用や、特定個人情報ファイルの取り扱いの委託につきまして、少し修正を加えまして明確化しました。全ての箇所になりますとお時間がかかりますので、要点のみご説明させていただきます。

お手元の資料の資料4をご覧ください。7ページになります。特定個人情報ファイルの概要の中の④、記録される項目につきまして、保健システムの再構築に伴いまして、以前は50項目以上100項目未満で記録される項目が設定されていたのですが、こちらを100項目以上に変更しております。こちらは、あわせてその後の16ページから23ページにかけて具体的な記録項目を明記させていただいております。

次に、11ページをご覧ください。こちらは、委託事項4、5になりますが、統合基盤システムの関連するシステム保守、ハードウェア保守について、委託先が変更となりました関係で、反映させていただいております。それが主なものになります。

続きます。8ページにお戻りください。こちらは、予防接種事業の情報ファイルを構成する特定個人情報の入手・使用のところですが、④の入手に係る妥当性の部分をより詳細に反映しております。以前は、こちらの④につきましては、「個人を特定し、適正に予防接種情報を管理する必要がある。」という1行だったのですが、こちらを、識別情報について、連絡先等情報について、それから業務関連情報についてと項目立てをしまして詳細に記載する形にしました。また、続きます。⑤の本人への明示に

つきましても、同様に、識別情報について、連絡先等情報についてと、項目を立てて詳細に記載する形に変えております。

続きまして、16ページ以降の記録ファイルの項目につきましても詳細になりましたので、こちらを変更しております。

最後に、資料5、資料6について、併せてご説明いたします。昨年11月20日から12月20日までに実施しましたパブリックコメントの意見募集結果と原文でございます。パブリックコメントでは1名の方からご意見をいただいております。いただいたご意見につきましては、マイナンバー制度は既に運用が開始されて、市民の利便性の向上や行政の効率化にも繋がっていることから、セキュリティ対策に万全を期待しつつ、マイナンバー制度の運用に取り組んでいくこととし、素案のままいたしました。

予防接種事業に関する事務の特定個人情報保護評価に関する説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

これについては、手引きの228ページに書いてあります個人情報保護条例第40条の2項というので、重要と認めるものについて審議会の意見を聞かなければならないということですので、今回意見を求められているということです。5年前にも同じようにやりましたけれども、あのとき私たちが言ったのは、もっとさいたま市はここを重点的にやっているのだという特色を出したらどうなのかと言った記憶があるのですが、5年たって見直しをして、より詳細になった部分というのがあって、例えば、一般の基準より少し厳しくしているといったところはありますか。

実施機関

国のガイドラインでは、委託先の監督について立入調査まで実施するというのは示されていないのですが、本市独自のより厳しい取り組みということで、そのようなルールを課しているところです。

議長

やはり、いろいろなことを経験されるとこんなこともチェックしなければというのが出てくるわけで、これで完璧だと思っても、また5年後はもっと直さなければならないところがあると思うのですが、どうぞご意見をおっしゃっていただければと思います。

岩崎委員

再委託の点で、よくない事件が起きたので、今回はこのように変えられたということでしょうか。

実施機関

前回の9月に行われた第2回の審議会で、別の事務の特定個人情報保護評価書についてご審議いただきました時にもご説明いたしましたが、市民税の事務において、委託先が無承諾で再委託するということが起きてしまいましたので、そういったことが二度と起きないように、より再委託のルールを厳しくするというので、ほかのマイ

ナンバーを取り扱う事務についても、全て再委託に関しては厳格化していくということで、市全体の取り組みとしてこのようにしております。

岩崎委員 今のご説明でよくわかりました。より慎重にしてくださるということですね。

議長 ご意見ですから、どうぞおっしゃっていただいて結構です。

齋藤委員 私は今日初めて参加しましたがけれども、もともとこういうことに携わっていれば知識もあると思うのですけれども、だからちょっと難しいなと思ったのですけれども、この先、私の疑問を質問したりするものでもいいのでしょうか。

議長 この議案は資料も厚いし、難しいところもあるかと思います。

中身としては、今までのことを反省して、今度はこういう材料も入れましょうということなので、間違っているとか間違っていないという問題ではないので、こんな点も入れたほうがいいだとか、ご意見言っていただければと思います。

例えば、先程のパブリックコメントの中で個人情報を消去するという問題が出ていますよね。それも大事なことですね。

ですので、何か疑問な点があれば、どうぞおっしゃって結構です。

齋藤委員 何か自分の勉強になってしまうような気がしてしょうがないのですけれども、では、よろしくをお願いします。

議長 ほかに何かお気づきになった点などがありましたらどうぞ。

内田委員 素朴な質問なのですが、資料5のパブリックコメント意見一覧をいただいたのですけれども、今ご説明いただいた3つの議案に対して同じ意見が出されていて、これに対する市の考え方が、3つの資料とも同じことが書かれている点からして教えていただきたいのは、この市の考え方はどのように決定してここに掲載されるのか、手順について教えていただければありがたいです。

実施機関 まずは担当内でどのようにお答えするかということを協議しまして、それを上席の者に確認して意思決定していくという作業になります。

また、他の担当とも調整をさせていただきます。

内田委員 では、そのときに市の考え方としてぶれてはいけないので調整をするということですね。

実施機関 そのようになります。

議長 パブリックコメントに対して、全部答えなければいけないというわけではないのですね。

実施機関 パブリックコメントで出てきた意見に対しては、何らかのアクションを起こしますが、その出てきた意見のとおり直さなくてはいけないということではないです。ご意見を受けとめさせていただいて修正をする場面もありますし、そうではなくて素案の

ままとということもあります。

議長 意見に対する市の考え方は公表しなければいけないのですか。

実施機関 公表はするようになっています。なお、類似の意見については集約して、それに対する市の考え方を公表するという形となります。

議長 他にご意見はございますか。

どうぞ。

今川委員 意見ということですが、今説明を受けたのですけれども、実際に個人情報の保護という意味でいったときに、もちろんこれだけのことをきちんと対応するようにしようということも定めていても、昨今いろいろな問題が出てきているので、さいたま市ではそういうことが起きないということはないと思いますので、もし起きてしまった場合に、本当にどのようにきちんと対応できるのかということ、どの資料を読んでも、ただ説明をされても、そういう心配というのは、市民の側には残るのではないのかなと思います。

そのような処理をされていたということすら知らないで、そういうことが起きていた。結果として最終的に知らされて、実は自分たちの個人情報が出ていましたというようなことになってしまうわけなので、結局のところ、不安はありながらも結局しようがないよねというような印象がどうしても感じられてしまいます。

ただ、現実問題として、そうなってしまうということ踏まえた上で、例えば立入調査であるとか、そういったことを市独自に行っているというのは、十分評価できると思うので、実施の部分でどれだけきちんとやっていただけるのかというのを、今後また別の機会、報告等の機会があればそこできちんと見ていくのが我々の責任のかなというように感じているところですので、ぜひこれをしっかりやっていただけたらいいなというように思いましたので、意見として述べさせていただきました。

議長 情報セキュリティについての研修などは、一般の職員に対してはどのようにやっているのですか。

実施機関 一般の職員に対しては、まずは全ての課の課長向けに情報セキュリティに関する研修というものを年に1回実施しておりまして、それとは別に、各課の中でICTリーダというセキュリティ対策等で中心的な役割を果たす職員向けに、同じように年に1回、全ての課に対して同様の研修を行っております。また、組織に対する監査といたしまして、ある課の職員を監査員として養成して、別の課できちんとできているかということをしっかりチェックするという内部監査というものを行ってまして、そのほかに、システムに対する監査として、外部の監査人に全ての課ではないのですけれども、情報システムを取り扱っている部署に対して、第三者による独立かつ専門的な

立場から監査をお願いする、外部監査を実施しているところです。

議長 ということですが、今回はこういう形で一部改良してということで、今後もしろいろとそのような視点でチェックしていく必要はあるかと思えます。

それでは、この個人情報保護評価書については、これで適当であるということでしょうか。

各委員 はい。

議長 では、そのようにいたします。

長時間ご苦労さまでした。

[実施機関（情報政策部 I C T 政策担当、区政推進部、地域保健支援課、疾病予防対策課）退室]

報告事項

（１）個人情報取扱事務の報告について

議長 それでは次に、報告事項を事務局からお願いいたします。

事務局 それでは、報告事項の個人情報取扱事務の報告についてご説明をさせていただきます。

この報告につきましては、さいたま市個人情報保護条例第 6 条第 4 項の規定に基づく、市長から本審議会宛ての報告となります。

なお、今回の報告につきましては、令和元年 1 1 月 1 2 日及び令和 2 年 1 月 8 日の 2 回に分けて告示を行いましたので、報告資料も 2 回分となっております。

初めに、令和元年 1 1 月 1 2 日告示分について、報告資料の 1 をご覧ください。こちらの 1 ページは、令和元年 1 1 月 1 2 日付の市長から本審議会宛ての報告になります。こちらは、令和元年 9 月 1 日から 1 0 月 3 1 日までに届け出がありました個人情報取扱事務開始届出書、変更届出書及び廃止届出書となりまして、件数はそれぞれ、開始が 7 件、変更が 6 件、廃止が 2 件でございます。なお、各届出書につきましては、5 ページから 2 0 ページに掲載されております。

次に、報告資料の（２）をご覧ください。こちらの 1 ページは、令和 2 年 1 月 8 日付の市長から本審議会宛ての報告になります。こちらは、令和元年 1 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までに届け出がありました個人情報取扱事務開始届出書、変更届出書、廃止届出書となりまして、件数はそれぞれ、開始が 1 件、変更が 7 件、廃止が 1 件でございます。こちらの各届出書は 5 ページから 1 5 ページに掲載されておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

報告は以上となります。どうぞよろしく申し上げます。

議長 各実施機関といたしますか、各担当課で個人情報を取得するような場合は、こういう

ことを取得しますよというのを届けなければならないということになっておりまして、それが個人情報保護条例第6条、手引きでは137ページにございますので、私どもはその報告を受けるということでございます。よろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 それでは、これは報告を受けたということといたします。

3 その他

議長 その他何か報告事項等がありますか。

事務局 ご審議いただきまして、ありがとうございました。

お手元に配付させていただきました令和2年度の審議会の日程でございますが、奇数月の第4水曜日を予定させていただいております。会場につきましては、現在調整中でございますので、次回は年間の場所をお示しできると思っておりますが、開催については、開催をするかしないかも含めて、その都度ご案内を差し上げますので、よろしくお願いいたします。

今回初めてという方もいらっしゃると思うので、奇数月年6回を予定していますけれども、平均的に3回から4回、多いときで5回開催しているような状況でございます。また、次回は3月25日水曜日の午後1時半からを予定しております。こちらも開催の有無も含めまして、改めましてご通知を差し上げたいと思います。

事務局からは以上でございます。

議長 そういうことでございますけれども、何かご意見か何かございましたら、どうぞおっしゃっていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 では、きょうは本当にご苦労さまでございました。

事務局 どうもありがとうございました。